

新安芸高田市総合計画(仮称)策定方針

1. 趣 旨

安芸高田市では、平成 16 年 3 月の合併後、平成 17 年度に平成 26 年度までの長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示す基本計画からなる合併後初めての「安芸高田市総合計画」を策定し、この計画に基づいて市政運営を図ってきた。

平成 22 年度には、市政を取り巻く環境の変化、基本計画策定時の見通しを上回る人口の減少、少子高齢化の進展、国内経済の低迷と地域間格差の拡大、多額の財源不足による地方財政への影響等様々な課題の中、「後期基本計画」を策定した。

平成 23 年 5 月に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、総合的、計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、議会の議決を得るよう義務付けられていた「市町村基本構想の策定義務」は撤廃された。

しかし、「ビジョン」は物事を達成するために不可欠な経営ツールであるとも考え、持続可能な発展を可能とする地域社会の形成に向けて、新たな将来ビジョンと発展の方向を示すまちづくりの基本指針となる「新安芸高田市総合計画（仮称）」を策定する。

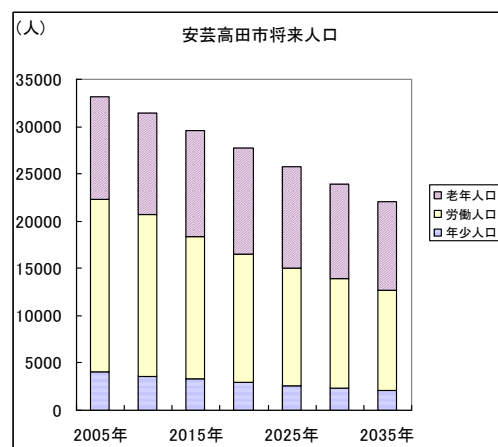
2. 背景と目的

安芸高田市誕生後、これまでの 10 年間ににおいては、新市建設計画に掲げられた事業を含め、現行の総合計画に基づき事業推進され、生活基盤も一定程度整いつつあると言える。

一方では、現行の基本計画策定時の見通しを上回る人口の減少、少子高齢化の進展、長期的な国内経済の低迷と地域間格差の拡大、産業や雇用などにおいて厳しい状況が続いている。同時に地方分権改革など自治体を取り巻く環境も変化している。更に、合併して 10 年が経過する中、今後、地方交付税の特例加算措置も減少し始め、大変厳しい財政運営を強いられることが予想される。

本市の豊富な地域資源や特色を最大限活用し、特に、これまで取組みを進めてきた、自治振興組織の育成、市民総ヘルパー構想や自主防災組織の育成、多文化共生等市民の力を活かし、行政と市民・企業・団体等の役割分担と「自助・共助・公助」の有機的な連携により、地域の力を活かしたまちづくりを行う必要があると考える。

よって、安芸高田市の目指す姿や取組み等を市民と共有し、ともにまちづくりを推進するため、第 2 次安芸高田市総合計画を策定することとする。



(単位: 人)

安芸高田市
将来人口

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総数	33,096	31,430	29,621	27,676	25,730	23,862	22,043
年少人口	4,033	3,633	3,283	2,915	2,610	2,332	2,083
生産年齢人口	18,217	15,217	12,113	9,110	6,215	4,512	3,811
老年人口	10,741	10,770	11,197	11,136	10,668	9,949	9,340

3. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

本市においては、総合計画を、長期的な展望に立った計画的な市政運営を行うための総合的な計画として位置づけ、その構成は、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

①基本構想

総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。(期間は10年間とする。)

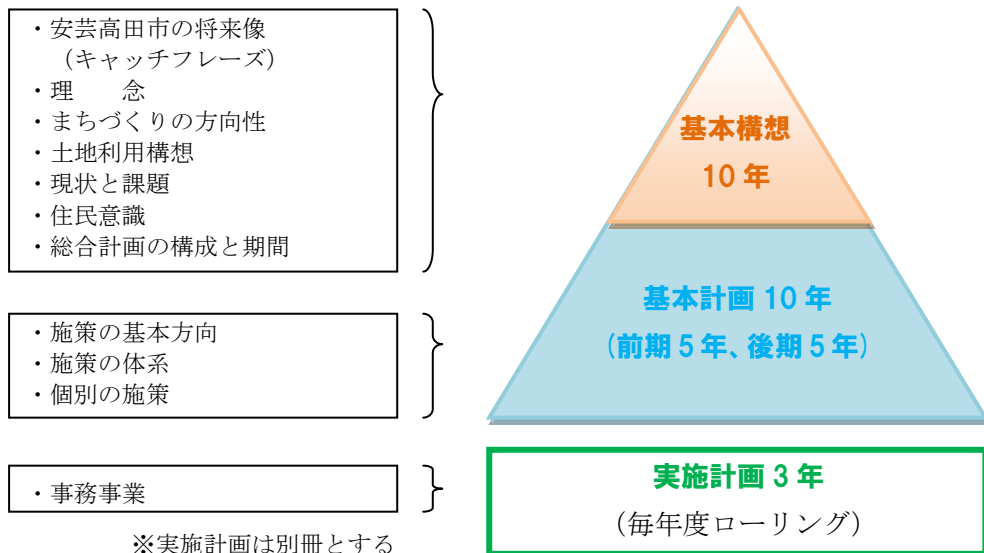
②基本計画

市政の基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。(期間は10年間であるが、社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえ、前期5年、後期5年とし見直す。)

③実施計画

市政の具体的な計画であり、施策を実現させるため実施する事業を示すものをいう。(期間は3年間とし、毎年度ローリングを行う。現実に即した弾力的な対応を図るものとする。)

■計画の構成イメージ



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 (2015) 年度から平成 36 (2024) 年度までの 10 年間とする。

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
基本構想	基本構想 平成 27 (2015) 年度～平成 36 (2024) 年度									
基本計画	前期基本計画 平成 27(2015)年度～平成 31(2019)年度					後期基本計画 平成 32(2020)年度～平成 36(2024)年度				

(実施計画は別冊とする)

区分	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
実施計画	実施計画 平成 27 年度～平成 29 年度			※実施計画の期間は 3 年とし毎年度ローリングする。						
	実施計画 平成 28 年度～平成 30 年度									
	実施計画 平成 29 年度～平成 31 年度									
	実施計画 平成 30 年度～平成 32 年度									
	実施計画 平成 31 年度～平成 33 年度									
	実施計画 平成 32 年度～平成 34 年度									
	実施計画 平成 33 年度～平成 35 年度									
	実施計画 平成 34 年度～平成 36 年度									
								(見直し)	(見直し)	
施策評価シート (事務事業評価) 等により検証										

4. 計画策定の基本的な考え方

計画策定にあたっては、次の点を基本姿勢とし、基本構想、基本計画及び実施計画を策定することとする。

(1) 計画策定の視点

新しい総合計画の策定にあたっては、今後の安芸高田市のまちづくりの指針にふさわしいものとなるようとりまとめる必要がある。また、計画策定にあたり意識すべき課題は次のとおりと考える。

①人口減少・少子高齢社会への対応

これまでに経験したことのない人口減少社会が到来するとともに、少子高齢化の更なる進行、生産年齢人口の減少が顕著になることが予想される。この社会構造の変化は、社会、経済、財政に広範な影響を及ぼすばかりでなく、福祉や教育を取り巻く環境や地域コミュニティなど様々な方面に影響をもたらすものと考えられる。

②安全・安心意識の高まりへの対応

突然訪れる自然災害や火災、複雑で多様化する犯罪多発への対処など、行政のみならず、自主防災組織や地域防犯活動など地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していかなければならない。また、安心して子どもを産み育てられる環境や、安定した社会保障制度に支えられ過ごす老後の環境づくりなど、安心と希望に満ちた暮らしを地域社会で実現していくことが求められている。

さらに、地球規模での環境問題への対応や低炭素社会の実現、自然エネルギーの活用など自然環境への負荷を低減する取組みが重要になるものとする。

③経済規模縮小による活力低下への対応

長期的な国内経済の低迷とともに、地域経済も活気を取り戻せない中、新たな産業用地の創出や優良企業の誘致等、新たな雇用の場を創出する地域経済の活性化が求められている。

また、本市に多くの人々が訪れるよう、交流人口、定住人口が増加する取組みが重要である。安芸高田市の特徴的で魅力のある地域資源を最大限活用し、観光の振興や産業の活性化などへの取組みを更に強化・発展させることが求められる。

④広域的な視点による行政の推進

住民のニーズが多様化し、高度化している現在、行政サービスの一層の専門化や高度化が求められており、これらに対応していくためには、広域的な視点から連携・調整した行政を進めていくことが必要である。

また、厳しい財政状況の下においては、共通する経費は近隣市町など広域的な対応で効率化を図るとともに、質の高いサービスの提供やまちづくりを進めていくことが大切である。

⑤新しい自治へのあり方（自助・共助・公助、多額の財源不足による財政運営等）

地方分権、地域主権に向けた改革が進むことで地域の自主性が高まるものの、権限委譲により市の事務量が増加することや、多様化・高度化する住民ニーズへの対応が課題

となっている。今後は、行政と市民・地域・企業・団体など様々な主体が役割分担し、「自助・共助・公助」の有機的な連携により、地域の力を活かした新しい自治のあり方を確立していくことが必要であるとする。

また、合併後10年が経過する中、地方交付税の特例加算措置も減少し始め、大変厳しい財政運営を強いられることが予想される。更なる行財政改革の推進や自主財源の確保、選択と集中による事業の厳選が大きな課題となるものとする。

(2) 計画策定の方向性

安芸高田市のまちづくりの目指す方向を着実に実行するため、次の基本的な考え方により計画づくりを進めるものとする。

①市民と行政が目標を共有することができる、わかりやすい計画

計画策定段階で、市民の意見を取り入れるなど市民参加を推進し、市民と行政が目標を共有したまちづくりの実現が図れるよう、誰にもわかりやすい計画づくりを進める。

②将来の社会経済環境の変化に的確に対応する戦略的な計画

多様化、高度化する市民ニーズをとらえ、社会経済環境の変化を的確に把握し、新たな時代に対応できる、戦略的な計画づくりを進める。

③財政状況に的確に対応する効率的で実効性のある計画

厳しい財政状況の中で着実な計画の実現を図るため、予算、人事等の資源配分との整合性と、施策の重点化を図り効率的で実効性のある計画づくりを進める。

④計画の達成度を評価しやすい計画

総合計画が何を目指し何を達成できたのかということが、誰にもわかりやすく、適正な評価ができる計画づくりを進める。

⑤豊富な地域資源や特色を活かした計画

地域の歴史と文化、スポーツ、景観や自然環境、産業や人材等の豊かで特徴ある地域資源を活かした、本市の魅力を最大限に発揮できる計画づくりを行う。

5. 策定の体制

(1) 市民参加

次期総合計画策定にあたっては、行政と市民（地域、企業、団体等）との役割分担と、「自助・共助・公助」の有機的な連携により、地域の力を活かした新しい自治のあり方を確立していくことが必要であるとする。広範な市民の意見や提案が計画づくりに反映できるよう、多様な市民参加の機会を設定することとする。

①市民アンケート調査の実施

現行計画の施策等に対する満足度、重要度、関心度について意識調査することにより、これまでのまちづくりの振り返りを行い、課題の整理をするとともに、各分野における市民ニーズについて把握するためのアンケート調査を実施し、将来の安芸高田市像や各施策の方向性について検討する材料とする。

②中高生対象アンケート調査の実施

これからの安芸高田市を担う若い年齢層からの、新たな施策や事業への提案を把握するため、市内の中・高生に対しアンケート調査を実施し、まちづくりに関する意識調査やアイデアを募る。

③市民との意見交換

全国の市町村で実践されているまちづくりの取組み等について視野を広げるための講演会や、市長のまちづくりに対する考え等を市民に伝える場を設けるとともに、それらに対する市民の思いや意見等を広く聴取する、市民との意見交換の場を設定する。

④パブリックコメントの実施

策定段階において、公正性や透明性の確保を図るため、基本構想の策定案に係る意見や提言をパブリックコメントにより把握し、可能な限り反映するよう努める。

(2) 審議会

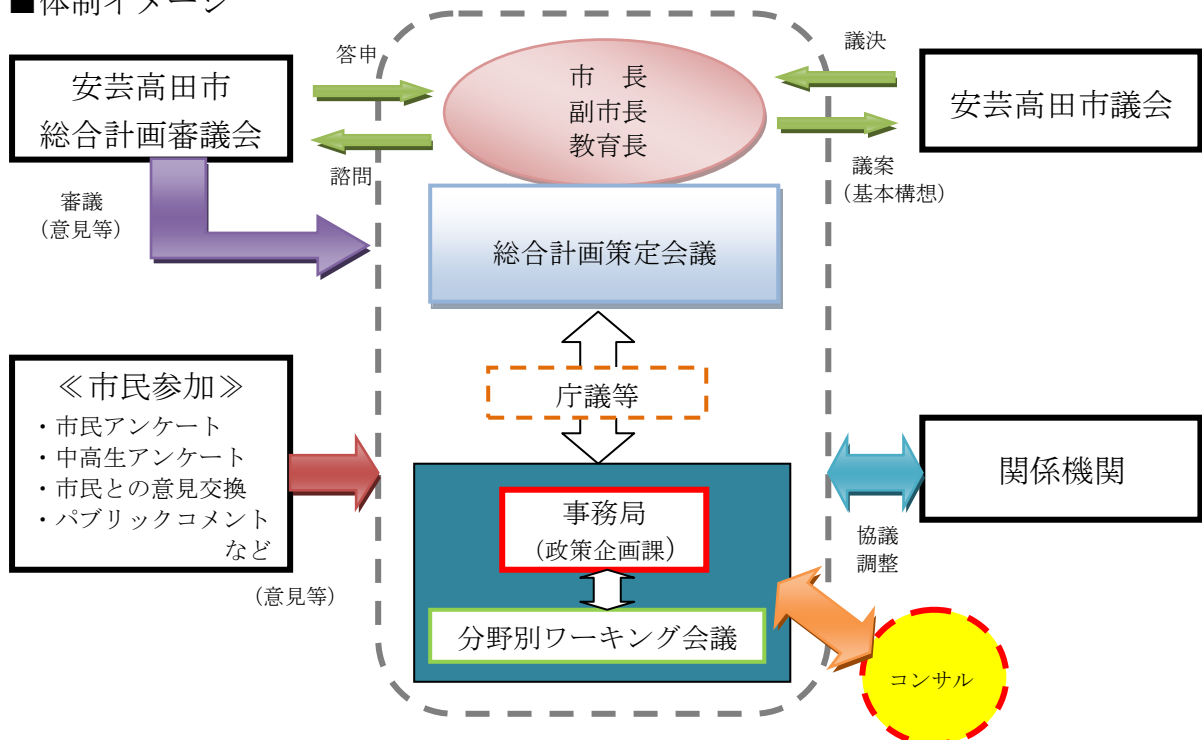
安芸高田市総合計画審議会条例に基づき、市長の公的諮問機関として、市民の代表や学識経験者、市内の各種団体からの選出者等で組織する総合計画審議会を設置する。

審議会は、市が提案する基本構想や基本計画の諮問に対して、専門的視点、市民の視点で審議し、市長へ答申する。

(3) 庁内体制

計画策定に職員がどのような密度で関わったかは、計画の具体化や管理に大きく影響する。したがって、新総合計画策定に向け庁内組織を設置し、計画策定に向けて立案、検討、協議等を行う体制をつくる。

■体制イメージ



①総合計画策定会議

庁内に「総合計画策定会議」を設置し、これまでの計画の評価や課題の設定、新たな計画内容の検討などに取り組む体制を確保するとともに、必要に応じて専門的な調査・検討を行う。

②分野別ワーキング会議

複数の分野に横断的に対応した施策の検討を図るため、各分野別の職員で構成する「分野別ワーキング会議」を設置し、施策立案の検討を進める。

③庁議等

計画案等について、進捗具合に応じて適宜、庁議等の調整会議に諮る。

6. その他

各分野で定められた個別計画は、総合計画を最上位計画としながら、具体的計画として策定されている。次期総合計画の策定にあたっては、これらの個別計画との整合性に配慮するとともに、個別計画との関係を明確化し、総合計画と個別計画が連携したものとなるよう努める。